教育訓練給付制度の概要と活用の流れ

教育訓練給付とは、労働者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、負担した費用の一部を雇用保険により 支援する制度です。支給を受けるためには、

- 1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること、
- 2. 当該指定講座を受講する労働者が、教育訓練給付の要件を満たし、かつ、ハローワークで支給申請手続を行うことが必要です。

1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること

指定基準を満たす講座を 有する教育訓練実施者



②指定基準を満たすか どうか審査

中央職業能力開発協会 【2018~2020年度申請窓口 (厚生労働省委託)】



お問い合わせ先

③講座を

教育訓練として「指定し

講座指定の申請手続について(申請の時期、申請書類の記入方法、指定基準等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課 電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 電話 03-5253-1111 (内線:5398・5390)

2. 当該指定講座を受講する労働者が、 教育訓練給付の要件を満たし、かつ、支給申請手続を行うこと



①入学・講座を修了(受講料を自ら負担)

2 給付申請手続き

厚生労働省

厚生労働大臣の 「指定」を受けた講座







住居所を管轄する

受給要件を 満たす者 ③支払

③支払った費用の一定割合を「給付」

お問い合わせ先

各公共職業安定所教育訓練給付申請窓口 (連絡先一覧) https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html 【専門実践教育訓練】

- 受講費用の5割(上限年間40万円)を半年に一回支給
- 資格取得等し、かつ修了1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合等に、受講費用の2割(上限年間16万円)を追加給付

【特定一般教育訓練】

受講費用の4割(上限20万円)を訓練修了後に支給

【一般教育訓練】

受講費用の2割(ト限10万円)を訓練修了後に支給

厚生労働大臣の「指定」を受けるためには、指定の申請を行うこと が必要です。申請は**年2回**受け付けてます。

「指定」申請の手続きについてのページ

※厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、受付期間に、中央職業能力開発協会【2018~2020年度申請窓口(厚生労働省委託)】に、提出してください。

講座を運営する事業者(スクール)の方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_shitei.html

※厚生労働省HP(https://www.mhlw.go.jp/index.html)トップページの右上の 検索窓口で、「講座を運営する事業者(スクール)の方へ)」ワードを入れて検索ください。



人材開発支援助成金

【訓練実施計画届の申請から助成金の支給までのながれ】

労働局

- ●助成金申請書類の受理
- ●申請内容の審査
- ●助成金の支給
- ●必要に応じて訓練内容の調査

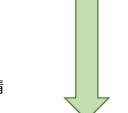












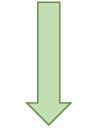
教育訓練機関

●民間教育訓練機関等が従業員に対して10時間 以上の訓練を実施





4)支給申請







事業主

- ●訓練実施計画届の作成
- ●支給申請書の作成
- ※訓練経費は全額事業主負担
- ※雇用保険適用事業所であること



●訓練の受講(職務に関連した専門的な 知識及び技能の習得) ※正社員であること

【助成額の具体例(中小企業において特定訓練コースを活用する場合)】

たとえば、従業員1名が 訓練期間1ヶ月(総訓練時間数30時間)の 平日昼間の訓練課程(受講料432,000円/人) を受講する場合の助成額は・・・



●経費助成:150,000円(受講料×45%)

※経費助成1人あたり上限額 15万円

●賃金助成: 22,800円(30H×760円)

支給総額 172,800円

都道府県労働局一覧 (平成31年4月1日現在)

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター6階	011(788)9070
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課分室(助成金相談コーナー)	019(606)3285
宮城労働局	訓練室	022(205)9855
秋田労働局	訓練室	018(883)0006
山形労働局	訓練室	023(626)6106
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	職業対策課	029(224)6219
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課	048(600)6217
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(5332)6925
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	訓練室	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	職業対策課	0776(26)8613
山梨労働局	訓練室	055(225)2861
長野労働局	訓練室	026(226)0862
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2111
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課 (ハローワーク助成金デスク)	078(221)5440
奈良労働局	職業対策課分室	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	訓練室	0857(88)2777
島根労働局	訓練室	0852(20)7028
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
香川労働局	職業対策課	087(811)8923
愛媛労働局	職業対策課分室(助成金センター)	089(987)6370
高知労働局	訓練室	088(888)6600
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	職業対策課	096(211)1704
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	職業対策課(助成金申請受付コーナー)	0985(38)8824
鹿児島労働局	職業対策課雇用調整助成金申請受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606